「府民サービス」と「負担」の状況

時代時代の社会経済環境に応じて、府民の皆さんが必要とする行政サービスを提供することが府の使命です。一方、そうした活動を行っていくためには、当然のことながら、その経費を賄う財源が必要です。

府の財源には、予算のうえではいろいろな形のものがありますが、府税をはじめ、基本的には府民の 皆さんにご負担をしていただかなければならないものです。

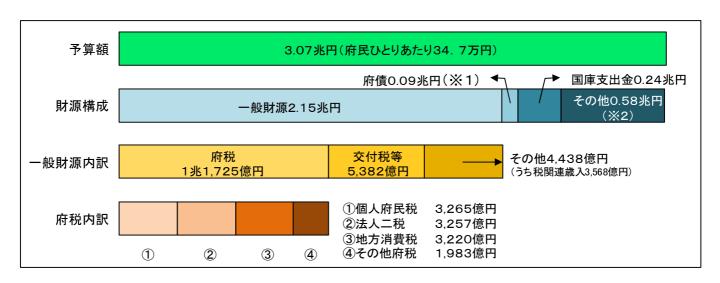
財政状況の公表にあたり、府民の皆さんに府の財政をより身近な問題として捉えていただけるよう、 平成26年度当初予算をもとに、府の実施する行政サービス(以下「府民サービス」という)と、その ための「負担」の状況を説明します。

府の予算と財源の構成

大阪府の予算のうち、使途が特定されず、どのような経費にも使うことができる一般財源は約7割となっています。また、道路、河川、公園の建設費などの財源として将来世代と負担を分担するため、一般財源とは別に府債を発行して財源を調達し、後年度に償還(返済)をしています。

一般財源は、府民のみなさんに直接ご負担していただく府税収入が約1/2を占める一方、地方交付税や臨時財政対策債など、国により確保される財源(交付税等)も約1/4を占めています。交付税や国庫支出金などは国から定められた額を交付等されるものですが、これらも、そのもとを考えると、国税などの形でどこかで府民の皆さんが負担されているものと言えます。

なお、府では、大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要への対応や、大阪の再生に向けた緊急かつ重要な課題に対処するため、法人二税(法人府民税及び法人事業税)の超過課税(地方税法が定める標準的な税率を上回る税率により課税)をお願いし、約354億円の税収を確保しています。



- ※1 府債には、地方交付税の関係法制度によって交付税や府税の代わりに発行する臨時財政対策債や減収補填債は含まれていません。 (ここでは「一般財源」の「交付税等」に含めて表しています。)なお、これらの地方債については、後年度の元利償還金の100% 又は75%が交付税の算定に使われる基準財政需要額に算入されます。
- ※2 その他には貸付金の償還金収入、特定の方が利用するサービスの使用料・手数料などが含まれます。

各用語の詳細は巻末「用語の解説」参照

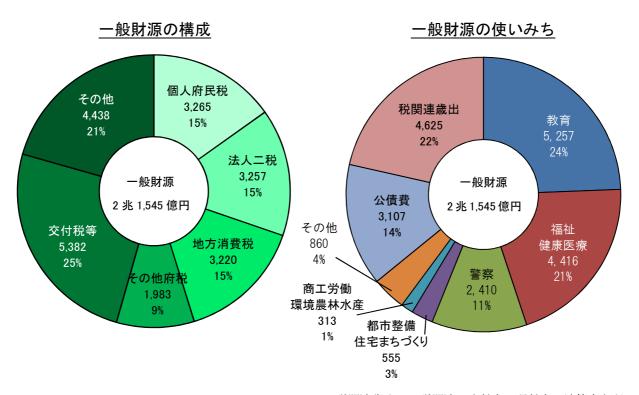
※ 端数処理の関係上、各項目の合計額が合わないことがあります。

一般財源の使いみち

自由に使いみちを決めることができる一般財源について、府が平成26年度当初予算で確保を見込んでいるのは約2兆円であり、府の行政活動に要する経費の約7割を占めています。

一般財源は、府民サービスを実施するうえで重要な財源です。このうち約半分を占める府税についてみると、個人府民税が一般財源の約15%を、法人二税が同じく約15%を占めていることになります。また、地方消費税は、府民の皆さんが負担される消費税8%のうち1.7%が地方分となるもので、これが全体の約15%を占めています。

一方、一般財源の使いみちは、教育分野が約24%、福祉・健康医療分野が約21%、警察分野が約11%などとなっています。なお、学校の教職員や警察官の数、福祉・健康医療分野の各種制度などでは、法令で義務付けなどが行われており、府が自らの判断で決定できない経費が大きな部分を占めています。



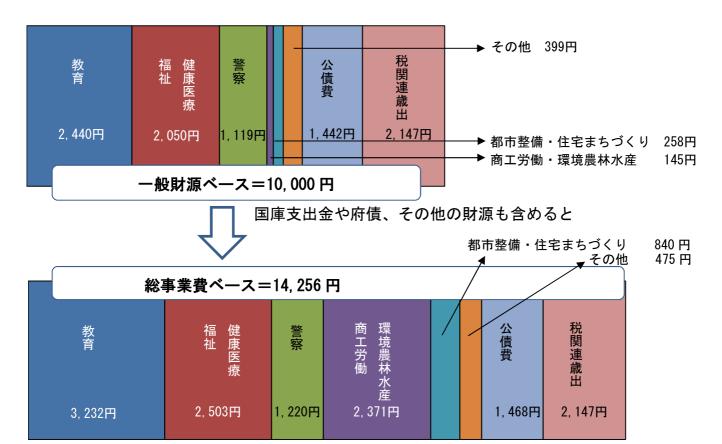
「その他」は、地方消費税の他府県清算金や地方譲与税 などの税関連歳入、財政調整基金からの繰入金、宝くじ 収益金など 税関連歳出は、税関連の交付金、還付金、清算金など その他は、総務部門等の人件費、教育・警察以外の職員の退 職手当、市町村振興費、空港推進費、府民文化費など

※ 端数処理の関係上、各項目の合計額が合わないことがあります。

府民サービスの実施の状況

府税を負担していただくことなどにより調達している一般財源ですが、例えば1万円の一般財源があるとすると、その使われ方は次の図のようになります。

ただし、各分野の施策は、一般財源のほか、国庫支出金や府債、その他の財源も加えることで、その 総事業費が賄われることになります。参考として、総事業費ベースで見た場合はその下の図のようにな り、各分野の金額を足し合わせるとおよそ1万4,256円になります。



■具体的な施策でみた府民サービスと負担の例(総事業費ベース)

◇私学関係助成 981億円 ⇒ 府民一人あたり約11,100円

➤ 質の高い高校教育の提供や公私を問わず自由な進路選択を可能にするための「私立高等学校等生徒 授業料支援補助金」をはじめ、私立学校に学ぶ生徒等の教育環境の維持向上等のための助成を行って います。

◇安心こども基金事業 289億円 ⇒ 府民一人あたり約3,300円

➤ 待機児童解消のための民間保育所の創設・増築や老朽施設の改築による環境整備、小規模保育、認 定こども園等の整備を行う市町村に対し経費を補助する保育サービス等の充実などを行っています。

◇南海トラフ巨大地震対策 139億円 ⇒ 府民一人あたり約1,600円

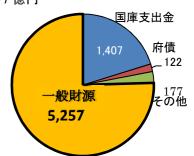
■各施策分野で見た財源内訳と一般財源の主な使途

◇教育

6,962 億円のうち一般財源 5,257 億円(約76%)

ほかに国庫支出金 1,407 億円、府債 122 億円、その他 177 億円

職員費(教職員以外・退職手当含む) 68億円 退職手当 (教職員分) 625 億円 2,467億円 小・中学校(教職員費) 817億円 髙等学校 394億円 特別支援学校 府立大学 125億円 私学振興(私学助成等) 670億円 など



◇福祉・健康医療 5,404 億円のうち一般財源 4,416 億円(約82%)

ほかに国庫支出金 462 億円、府債 49 億円、その他 477 億円

職員費 167億円 高齢者福祉(介護保険など) 1,955億円 国民健康保険事業 892 億円 児童福祉 504億円 障がい者福祉 517億円 府立病院機構運営費負担金 99億円 など



41

一般財源

2,410

121

◇警察

2,627 億円のうち一般財源 2,410 億円(約92%)

ほかに国庫支出金 41 億円、府債 56 億円、その他 121 億円

職員費(退職手当含む) 警察活動費

2,234億円 76億円 など

◇商工労働・環境農林水産

5.109 億円のうち一般財源 313 億円(約6%)

ほかに国庫支出金 68 億円、府債 11 億円、その他 4,716 億円

職員費 107億円 中小企業向け制度融資損失補償 54億円 18億円 企業立地促進補助金 雇用推准 • 職業能力開発等 19億円 環境保全・農林水産業の振興等 41億円 など

制度融資等の実施のため、金融機関への単年度貸付を4.579億円行っており、 「その他」が大きくなっています。



◇都市整備・住宅まちづくり

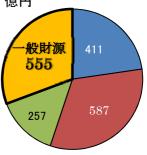
1.811 億円のうち一般財源 555 億円(約31%)

ほかに国庫支出金 411 億円、府債 587 億円、その他 257 億円

職員費 170億円 176億円 下水道 河川海岸 35億円 28億円 など 道路橋りょう

社会資本の整備には、府債や基金からの繰入金を多く活用しています。

※ 端数処理の関係上、各項目の合計額が合わないことがあります。



府税の負担の状況

一般財源には、いろいろな種類があり、府民の皆さんの負担の形も異なります。

その中で、直接的に、広く府民の皆さんに負担をしていただいているのが府税であり、その主要な税目が個人府民税と法人二税です。

これらの税目について、一人あたり、あるいは一法人あたりの負担額を平均値として算定してみると 以下のような状況です。

このように負担いただいた税金が、「一般財源」として先に見たような比率で、教育、福祉、警察などの各施策分野に使われていることになります。

■個人府民税(均等割·所得割)

総額 3,057 億円 /府内の人口 884 万人 ⇒ 府内の人口一人あたり 34,600円

/納税義務者 380 万人 ⇒ 納税義務者一人あたり 80,400 円

個人府民税には所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」と、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」があり、いずれも、一定の所得以下の方は非課税になります。

◇均等割 年1,000円/人(ただし、平成26年度から平成35年度までの間については1,500円※)

※東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、臨時の措置として均等割の税率に500円が加算されます。

◇所得割 (前年所得金額-所得控除額)×税率4%-調整控除額-税額控除額

■法人府民税

総額 845 億円 ◇均等割 159 億円/対象 23.3 万法人 ⇒ 一法人あたり 6.8 万円

◇法人税割 686 億円/対象 7.4 万法人 ⇒ 一法人あたり 92.6 万円

税額は、「均等割」については資本金の額に応じて2万円~160万円、「法人税割」については法人税額の5% 又は6%です。

■法人事業税

総額 2,412 億円 ◇外形標準課税 532 億円/対象 0.9 万法人 ⇒ 一法人あたり 601.9 万円

◇所得(収入) 割 1,880 億円/対象 7.4 万法人 ⇒ 一法人あたり 253.8 万円

外形標準課税は、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人が対象となり、所得のほか、付加価値額(報酬給与額等)、資本金等の額に対して、一定の割合で税額が決定します。所得割は、所得の1.69~5.78%が税額となります。なお、電気・ガス供給業、保険業を行う法人の場合は、所得ではなく収入の額に応じて税額が決められます。

※税額や人数、法人数は概数表記であり、平均は別に計算しています。税額は平成26年度当初予算、納税義務者数は25年度市町村民税課税状況等調による対象者、法人数は24年度末の数値です。

			府 民	所 得	府	税	所得に対する
	年 度	府 人 口	実額	一人当たり額	実額	一人当たり額	負 担 率
		(A)	(B)	(B)/(A)	(C)	(C)/(A)	(C)/(B)
		千人	百万円	円	百万円	円	%
	17	8,817	27,600,801	3,130,348	1,195,195	135,556	4.3
	18	8,828	27,647,339	3,131,660	1,280,558	145,056	4.6
	19	8,839	28,246,256	3,195,739	1,426,023	161,333	5.0
	20	8,847	27,061,169	3,058,904	1,356,732	153,355	5.0
	21	8,855	25,520,628	2,882,120	1,094,631	123,617	4.3
	22	8,865	25,711,054	2,900,208	1,065,750	120,220	4.1
	23	8,861	25,872,733	2,919,839	1,042,750	117,679	4.0
	24	8,856	_	_	1,069,592	120,776	_
	25	8,849	_	_	1,120,328	126,605	_

【参考】 府 民 所 得 と 府 税 負 担 の 状 況

⁽注) 1 府人口は、各年度10月 1日現在の総務省推計人口である。ただし、平成17年度、22年度は、国勢調査人口である。

² 府税は、各年度の決算額である。ただし、平成25年度は最終予算額である。

³ 府民所得の「実額」及び「一人当たり額」は「大阪府民経済計算」報告書による。

⁴ 府民所得の各年度の数値は、基準改定後(17年基準)の数値である。